

総務 第 3256 号  
令和 6 年 7 月 29 日

公益社団法人東広島市観光協会  
代表者 様

広島県知事 湯崎 英彦



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第 26 条の 28 の 2 第 1 項に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。  
令和 6 年 8 月 7 日から令和 11 年 8 月 6 日まで